

注意事項

1. この重要事項説明書の記載例は個々の介護事業者がそのまま実際に使用することを目的に作成したものではありません。
2. この重要事項説明書の記載例は個々の介護事業者が介護保険サービスに係る重要事項説明書を作成する際の参考とする目的でのみご使用ください。
3. この重要事項説明書の記載例を参考にされる際は、事業者の責任においてご活用ください。
4. 介護保険サービスに係る重要事項説明書を作成するに当たっては、各事業者が定めている契約書・運営規程等の内容との整合をはかりながら作成する必要があります。
5. 介護保険サービスに係る重要事項説明書又は契約書から生ずる紛争等を防止するためには、重要事項説明書等について弁護士等の専門家の助言を得ることをお勧めします。

【留意すべき点】

- ①契約書及び重要事項説明書に、利用者・ご家族等からのハラスメントを理由にした有効な解除条項を付した場合であっても、ハラスメントの発生理由や具体的な状況、利用者に与える不利益の検討、解除せずサービス提供を継続することができないかなど組織内での十分な検討が必要です。また、利用者・ご家族等との丁寧な話し合いなどの対応が求められます。
- ②その上で、解除がやむを得ない場合には、利用者の代替サービス確保のための十分な猶予期間等を考慮し、相当な期間を置くなどの配慮が必要です。
- ③さらに、契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じることが必要です。

※重要事項説明書・契約書の条項の数字は仮のものです。

【重要事項説明書】（例）

6 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

（５）禁止行為

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

10 介護サービス契約の終了

（３）事業者からの契約の解除

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することができる。

- ①（略）
- ② 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき
- ③（略）

上記②により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

【契約書】（例）

（介護サービス利用にあたっての留意事項）

第●条 利用者は、重要事項説明書の 6 の留意事項を守って、介護サービスを利用するものとする。

第●条 事業者は、重要事項説明書の 10 の規定に該当した場合、利用者に対して相当な期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。